

別表1 農業近代化資金融資機関一覧

1 農業協同組合(10)

青森農業協同組合	つがるにしきた農業協同組合	おいらせ農業協同組合
つがる弘前農業協同組合	ごしょつがる農業協同組合	八戸農業協同組合
相馬村農業協同組合	十和田おいらせ農業協同組合	
津軽みらい農業協同組合	ゆうき青森農業協同組合	

2 銀行、信用金庫、信用協同組合(8)

青森銀行	東北銀行	青い森信用金庫
みちのく銀行	北日本銀行	青森県信用組合
岩手銀行	東奥信用金庫	

3 農林中央金庫青森支店

別表2 農業近代化資金制度適正管理措置基準

不適正事項	第21条に基づく 是正基準	第25条に基づく 是正基準	摘要
利子補給承認を受けた者以外の者へ貸付けした場合	—	利子補給金の返還	利子補給承認取消
利子補給承認を受けた事業以外の用途に貸付けした場合	—	利子補給金の返還	利子補給承認取消
事前着工を黙認した場合 借入申込前の着工の場合 利子補給承認前の場合	繰上償還 繰上償還（約定1回分）	利子補給金の返還 利子補給金の返還 繰上償還（約定3回分）	利子補給承認取消 利子補給承認取消
利子補給承認外の目的に使用した場合 一部目的外使用の場合	繰上償還 目的外使用に係る貸付金の繰上償還	利子補給金の返還 目的外使用に係る貸付金の利子補給金の返還	利子補給承認取消
融資率超過貸付けの場合	融資率超過分の繰上償還	融資率超過分の繰上償還	
融資機関が不当に利子補給金を受領した場合	—	当該不当分に係る利子補給金の返還 利子補給承認拒否3か月以内	
融資機関の取扱件数中多数の違反事項が明らかになった場合	—	利子補給承認拒否3か月以内	
上記各欄以外の場合（施設機械の利用の廃止又は売却等）	上記各欄に準ずる	上記各欄に準ずる	

## 別表3 農業近代化資金利子補給承認審査基準

### 1. 共通事項

#### (1) 借入申込時期

事業実施時期に見合った適切な時期に借入申込みが行われていること。

#### (2) 法的要件等に対する適合性

ア 本要領第5条に規定する貸付対象者の範囲内の者であること。

イ 資金の用途は、本要領第7条に規定する資金用途の範囲のものであること。

ウ 貸付金額、償還期間及び据置期間は、本要領第26条及び第30条に規定する貸付限度額等の範囲内のものであること。

エ 借入希望者が次のいずれかに該当しないこと。

① 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

② 自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

③ 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

④ 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

⑤ 暴力団員と交際していると認められるとき。

⑥ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

#### (3) 事業内容及び事業費

ア 事業内容が農業経営の近代化を図るものであること。

イ 造成施設等の種類が借入希望者の全体の生産計画、経営計画等に適合したものであり、かつ、その規模が過大なものとなっていないこと。

ウ 事業費が地域の実情に適合した適正な額となっていること。

エ 本資金が旧債務の償還に充当されないものであること。

#### (4) 資金計画

ア 本資金の借入れ以外に、預貯金等の自己資金や補助事業等により資金を調達する場合は、その調達が確実であると認められるものであること。

イ 償還については、本資金以外の借入金も含めた全体の借入金について検討し、計画的に償還が可能であると認められるものであること。

ウ 償還期間は、貸付対象施設の性質、規模、耐用年数及び借入希望者の償還能力からみて、妥当な期間と認められるものであること。

## 2. 資金種類別基準（特記事項がある資金のみ）

### (1) 建構築物等造成資金（1号資金）

#### ア 建構築物資金

- ① 経営規模及び利用目的に適合した導入を行うものとし、確実に規模拡大すると認められるものについては、拡大後の規模に適合した導入も可能とする。
- ② 施設の建設等に必要な敷地の取得については、当該施設に必要な最小限のものであること。
- ③ 導入する施設が本来の機能を発揮するために不可欠な附帯施設も本資金の対象とする。（例：電気施設、給排水施設、上下水道等）
- ④ 畜産関係施設については、家畜排せつ物処理法等の関係法令を遵守し、公害防止に配慮されていること。
- ⑤ 中古施設の取得も本資金の対象とするが、残存耐用年数等を勘案の上、農業経営の近代化につながるかどうかを検討すること。
- ⑥ 本資金の対象施設と対象外施設を併設する場合においては、借入希望者の経営等の実情から、それが合理的かつ有効的であると認められるときは、対象施設部分に要する経費に限り本資金に係る事業費として取り扱うことができるものとする。

#### イ 農機具等取得資金

- ① 農業機械の選定については、「補助事業及び制度資金によって導入される農業機械の選定について」（平成18年12月18日付け18生産第2101号農林事務次官通知）によるものとする。
  - (ア) 農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）に基づく型式検査又は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が行う安全鑑定（以下「安全鑑定」という。）の対象機種 of 農業機械を導入する場合には、型式検査に合格したもの又は研究機構により安全である旨の鑑定が行われたものの中から選定するものとする。

なお、安全鑑定の対象機種 of 農業機械を導入する場合には、当該機械の性能及び耐久性に関する試験研究の結果、当該機械の使用実績等を適正に勘案すること。
  - (イ) 型式検査又は安全鑑定の対象機種以外の機種 of 農業機械を導入する場合には、当該機械の安全性、性能及び耐久性に関する試験研究の結果、当該機械の使用実績等を適正に勘案すること。
  - (ウ) 農業機械を試験研究、実験等の目的に供するため導入する場合には、(ア)及び(イ)によらないことができるものとする。
- ② 特定高性能農業機械を導入する場合には、農業機械の導入が過大投資とならないよう青森県特定高性能農業機械導入計画に定める利用規模の下限面積を参考とすること。

この場合、利用規模の下限面積の判断については、借入希望者の農業経営や土地条件等地域の農業構造の実情を勘案しつつ、経営全体での利用の効率性を総合的に検討し、借入希望者の農業経営の改善に資するものであるかどうかを踏まえて判断するものとする。（農業機械の導入に伴う利用効率性について、経営規模

面積のみに着目することなく経営全体からみて総合的に判断すること。)

(2) 果樹等植栽育成資金（2号資金）

ア 植栽費の範囲は、果樹等その他の永年性植物の定植、樹園地整備（地ごしらえ、石垣積、土波打、深耕、抜根等）及び樹苗養成に要する経費（苗木代、雇用労働、肥料代等の直接的現金経費）とする。

イ 育成費の範囲は、果樹等その他の永年性植物の養成期間中の肥料代、農薬代、雇用労賃等の直接的現金経費とする。

ウ 育成費の借入申込額については、全育成期間を通ずる所要経費の額とし、貸付けに当たっては、単年度ごとの必要経費の額を単位として貸し付けるものとする。この場合における県の利子補給承認は、借入申込みに応じ、全育成期間を通ずる貸付額について一括して行うものとする。

なお、必要な育成期間、育成経費等については、実情に応じ適正に判断すること。

(3) 家畜購入育成資金（3号資金）

ア 育成資金の貸付方法等については、(2)のウと同様とする。

イ 育成費の範囲は、家畜の育成期間中の飼料代、衛生費、種付料、雇用労賃等の直接的現金経費とする。

(4) 小土地改良資金（4号資金）

ア 本資金の範囲は、障害物除去、起土、整地、客土、床締め、土壌改良、暗きょ排水、区画整理、畦畔改良、用排水路（畑地かんがい用の固定施設を含む。）、開畑、牧道、牧草播種、耕地防風林の造成等に要する経費とする。

なお、これらの事業のために必要な未墾地の購入費は、当該事業と関連するのは、事業費に含めることができるものとする。（この場合、未墾地の購入費が当該事業の大部分を占めるときは、融資対象外として取り扱う。）

イ 新規開田及び休耕田の復元に係る事業については、本資金の融資対象としないこととする。

(5) 農村環境整備資金（6号資金）

本資金の対象となる附帯施設の範囲及び施設の取得費の取扱いは、(1)のアの構築築物資金と同様とする。

(6) 大臣特認資金（7号資金）

ア 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金（農村給排水施設資金）

農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮するものとする。

イ 農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金（特定の農家住宅資金）

① 第7条の(1)のカの(イ)の①の②の知事が特に必要と認める場合とは、歴史的、

社会的理由により、生活環境の安定向上が阻害されている農業地域で、農業後継者の確保及び農業経営の改善に必要なかつ欠くことのできないものであるときとする。

② 第7条の(1)のカの(イ)の①の㊦の知事が特に必要と認める場合とは、次のいずれかに該当する場合とする。

(ア) 経営移譲に伴って経営の基盤を充実させる上で必要な場合

(イ) 新たな作目を基幹として経営の改善を図ることに伴って必要な場合

(ウ) 集落排水事業が行われ、又は今後行われることが確実な地域において農業生産環境の改善が効率的に図られる場合

(エ) その他知事が特に必要と認める場合